

## 別記第1号様式

## 行政処分公表票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	北海道公安委員会 第10000125号
	氏名又は名称	株式会社セキメント
	代表者の氏名	松田 慶太
	主たる営業所の所在地	樺戸郡新十津川町字中央315番地1
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社セキメント滝川営業所 滝川市江部乙町西12丁目8番22号
処分年月日	令和3年8月2日	
処分内容	指示	
処分理由・根拠法令	処分理由 立入検査を実施した結果、本件違反が判明したもの 根拠法令 警備業法第19条 同法第48条 警備業法施行規則第33条、同規則第34条	
処分を行った公安委員会	北海道公安委員会	